

高エネルギーアーク損傷対策 (DG)

【工認申請理由】

- ü 平成29年8月8日、技術基準規則第45条第3項の規定が改正され高エネルギーアーク損傷対策に関する基準要求が追加された。
- ü 技術基準規則の附則により、非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除いて、平成31(2019)年8月1日以降の施設定期検査を終了した日までの経過措置^①が設けられている。また、非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分については、同附則により、平成33(2021)年8月1日以降の施設定期検査を終了した日までの経過措置^②が設けられている。
- ü ①の経過措置に係る部分については当社7プラント認可済（認可日：大飯3：2019年2月20日、大飯4、高浜3、4：同年4月8日、美浜3、高浜1、2：同年4月26日）であり、今回、大飯3、4と高浜3、4について②の経過措置に係る部分を申請するものである。

【申請概要】

- ü 右図の非常用発電機から安全系母線への給電時における高エネルギーアーク損傷対策について申請する。
- ü 具体的には、「その他発電用原子炉の附属施設」のうち「非常用電源設備」の基本設計方針、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書等の記載が一部変更となる。
- ü 高エネルギーアーク損傷対策の基本的な考え方は、①の経過措置に係る部分における申請と同様である。

